

【概要版】

江南市障害者計画及び第2期江南市障害福祉計画（案）

1 計画策定の経緯

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、身体障害・知的障害・精神障害といった障害の種別に関わらず提供されるサービスの仕組みが一元化されました。それに伴い、障害者自立支援法では、市町村に対し障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し、必要なサービス量も盛り込んだ「障害福祉計画」の策定を義務づけました。それを受けて本市でも平成19年3月に「第1期江南市障害福祉計画」を策定しました。

今回策定の第2期江南市障害福祉計画は、平成21年度から平成23年度までの計画期間であり、第1期計画の策定に際して基本指針として国が示した平成23年度の数値目標の考え方は変更しないで本市の第2期計画を策定するものです。

また、このような状況を踏まえ、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、現行の「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」を「江南市障害者計画」として策定し、併せて「第2期江南市障害福祉計画」の策定を行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく本市における障害者の状況等を踏まえた障害者のための施策に関する基本的な計画である「障害者計画」及び平成18年4月に施行された障害者自立支援法第88条に基づく本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な量の見込み、見込量確保のための方策等を定めた「障害福祉計画」を併せたものとして策定しています。

3 計画期間

障害者基本法に規定する、障害者計画は計画期間を平成21年度から30年度までとし、障害者自立支援法に規定する、障害福祉計画については3か年を1期として、計画期間を平成21年度から平成23年度までとします。

平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	～平成 30年度
策定	江南市障害者計画						
見直し	第2期江南市障害福祉計画		第3期江南市障害福祉計画				

4 基本理念と基本目標

本市では、国の障害者基本計画で示された誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の考え方に基づき、『すべての人の「社会参加と自立」の実現』を基本理念として掲げています。

また、この基本理念に立って、本計画における基本目標として、3つの目標を掲げています。

5 施策の体系図

下の体系図は、本計画の基本理念・基本目標に向け、基本項目等の計画の体系を定めています。

基本理念

■ ■ すべての人の「社会参加と自立」の実現 ■ ■

基本目標

- 1 障害のある人への理解と支援の促進
- 2 自立した生活への支援
- 3 地域福祉の推進

基本項目

基本的方向

1	自立と 社会参加の支援	(1) 心のバリアフリー (2) NPO・ボランティア活動 (3) 雇用、就労 (4) スポーツ、レクリエーション、文化活動 (5) 情報コミュニケーション
2	地域生活支援の 基盤づくり	(1) 相談支援 (2) 障害福祉サービス (3) 地域生活支援事業
3	療育、教育と 保健・医療の充実	(1) 療育 (2) 教育 (3) 保健・医療
4	安全・安心な まちづくり	(1) 福祉のまちづくり (2) 防災、防犯

6 地域生活等への移行に関する数値目標

地域生活移行や一般就労支援を進める観点から、以下に掲げる事項について、数値目標を定めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行（身体障害者、知的障害者）

項目	第1期計画	第2期計画			備考
		身体障害者施設	知的障害者施設	合計	
入所者数（A）	94人	19人	75人	94人	平成17年10月1日現在 （国が示す基準日）
入所者数	—	17人	75人	92人	平成20年4月1日 現在
平成23年度末の施設入所者数（B）	86人	17人	69人	86人	平成23年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込（A－B）	8人 （9%）	2人 （11%）	6人 （8%）	8人 （9%）	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	15人 （16%）	3人 （16%）	12人 （16%）	15人 （16%）	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

項目	第1期計画	第2期計画	備考
退院可能精神障害のある人の人数	22人	22人	
【実績値】減少数	4人	—	上記のうち、平成19年度末までの減少数
【目標値】減少数	18人	18人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

※平成18年6月30日時点における愛知県の調査による退院可能精神障害者数

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	第1期計画	第2期計画	備考
年間一般就労移行者数	1人	1人	平成15年度から平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数の平均値
【実績値】平成19年度の年間一般就労移行者数	3人	—	平成19年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成23年度の年間一般就労移行者数	4人	4人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

7 自立支援給付によるサービスの数値目標

障害福祉サービスに関するサービス見込量

(1) 訪問系サービス	内 容	見込量（1月当たり）			
		単位	21年度	22年度	23年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	時間	1,800	1,896	1,992
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排泄、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。	時間	390	390	390
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。	時間	10	10	10

(2) 日中活動系サービス	内 容	見込量（1月当たり）			
		単位	21年度	22年度	23年度
生活介護	常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排泄、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。	人日分	1,012	2,904	3,674
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	人日分	22	44	44
自立訓練 (生活訓練)		人日分	22	22	22
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	人日分	66	242	286
就労継続支援 (A型)	一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	人日分	0	0	22
就労継続支援 (B型)		人日分	198	616	704
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。	人	0	0	6
児童デイサービス	障害のある児童が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	人日分	480	480	704
短期入所	介護者が病気等の理由により、日常生活の介護を行うことができなくなった場合に、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護等を行います。	人日分	150	180	210

(3) 居住系サービス	内 容	見込量（1月当たり）			
		単位	21年度	22年度	23年度
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。	人	4	17	25
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排泄、食事の介護等を行います。				
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。	人	28	70	86

(4) 相談支援 (サービス利用計画 作成事業)	内 容	見込量（1月当たり）			
		単位	21年度	22年度	23年度
相談支援 (サービス利用計画 作成事業)	障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害のある人等に、計画的なプログラムに基づく支援や必要な相談を提供します。	人	3	3	3

8 地域生活支援事業の数値目標

地域生活支援事業に関するサービス見込量

(1) 相談支援事業		内 容	見込量			
			単位	21年度	22年度	23年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障害のある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。	箇所	2	2	2
	地域自立支援協議会		設置の有無	有		
市町村相談支援機能強化事業			実施の有無	有		
住宅入居等支援事業			実施の有無	有		
成年後見制度利用支援事業			実施の有無	有		
(2) コミュニケーション支援事業		内 容	見込量 (年間)			
			単位	21年度	22年度	23年度
手話通訳者派遣		手話通訳者等の派遣等を行い、聴覚、言語機能、音声機能等に障害のある人とその他の人の意思疎通の円滑化を図ります。	人	10	10	10
要約筆記者派遣			人	2	2	2
手話通訳者設置			箇所	1	1	1
(3) 日常生活用具給付等事業		内 容	見込量 (年間)			
			単位	21年度	22年度	23年度
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図ります。	介護・訓練支援用具	件	6	6	6
		自立生活支援用具	件	25	25	25
		在宅療養等支援用具	件	17	17	17
		情報・意思疎通支援用具	件	15	15	15
		排泄管理支援用具	件	709	772	835
		居宅生活動作補助用具	件	2	2	2
		合 計	件	774	837	900
(4) 移動支援事業		内 容	見込量 (年間)			
			単位	21年度	22年度	23年度
移動支援事業		屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。	人	60	65	70
			時間	3,150	3,413	3,675
(5) 地域活動支援センター		内 容	見込量 (年間)			
			単位	21年度	22年度	23年度
地域活動支援センター	身体障害者	地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。	箇所	1	1	1
			人	30	30	30
	精神障害者		箇所	1	1	1
			人	37	37	37
(6) その他事業		内 容	見込量 (年間)			
			単位	21年度	22年度	23年度
その他事業	その他の地域生活支援事業として、日中一時支援事業、更生訓練費給付、職親委託、自動車運転免許取得費の助成、身体障害者自動車改造費の助成、訪問入浴サービス事業を実施します。	日中一時支援事業	日	185	205	226
		更生訓練費給付	人	9	10	11
		職親委託	件	2	2	2
		自動車運転免許取得費の助成	件	1	1	1
		身体障害者自動車改造費の助成	件	6	6	6
		訪問入浴サービス事業	回	110	110	110